

第1 審査会の結論

- 1 広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった「平成21年1月1日から平成21年3月29日までの間の休日に、広島県庁の職員用駐車場（議会用を除く。）に自動車や二輪車などを駐車した者に対して、実施機関がその使用を許可した事実関係が記録されている文書（管理データを含む。）の全て」に関して行った行政文書部分開示決定について、これを取り消し、改めて異議申立人の求める行政文書を特定した上で、当該行政文書の開示可否を決定すべきである。
- 2 実施機関が、本件異議申立ての対象となった「平成21年1月1日から平成21年3月29日までの間の休日に、広島県庁の職員用駐車場（議会用を除く。）に自動車や二輪車などを駐車したことに起因する使用料を徴収することとしている場合は、当該使用料の徴収額を記録している文書」に係る行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成21年3月29日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成21年1月1日から平成21年3月29日までの間の休日（以下「本件対象日」という。）に、広島県庁の職員用駐車場（議会用を除く。以下「職員駐車場」という。）に自動車や二輪車などを駐車した者（以下「本件対象者」という。）に関する次の（1）から（4）までに掲げる文書の開示の請求をした。

- （1）実施機関が本件対象者に対して、職員駐車場の使用を許可した事実関係が記録されている文書（管理データを含む。）の全て
- （2）職員駐車場に自動車や二輪車などを駐車したことに起因する使用料を徴収することとしている場合は、当該使用料の徴収額を記録している文書（以下「本件請求文書」という。）
- （3）職員駐車場の出入口にあるチェーン用の鍵の貸与等に関する記録
- （4）本件対象者は、休日出勤したからこそ職員駐車場に駐車したことは明白であることから、当該休日勤務に係る命令簿などの勤務記録の全て
（以下（1）に係る請求を「本件請求1」、（2）に係る請求を「本件請求2」、（3）に係る請求を「本件請求3」、（4）に係る請求を「本件請求4」といい、本件請求1から本件請求4までを「本件請求」と総称する。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求1に対し、職員駐車場の利用承認に関する決裁文書（決裁文書中、「職員駐車場の利用承認について」の通知（案）、平成20年度職員駐車場使用承認リスト及び職員駐車場利用承認申請書は、本件対象者に係るもの）

(以下「本件対象文書1」という。)を、本件請求3に対し職員駐車場鍵受払簿(以下「本件対象文書2」という。)を特定し、本件対象文書2に条例第10条第2号の不開示情報が含まれていることを理由に、行政文書部分開示決定(以下「本件処分1」という。)を行うとともに、本件請求2に対し、本件請求文書を作成又は取得していないとして不存在を理由とする行政文書不開示決定(以下「本件処分2」といい、本件処分1及び本件処分2を「本件処分」と総称する。)を行い、それぞれ平成21年4月14日付けで異議申立人に通知した。

また、本件請求4に対し、職員駐車場を休日に利用した知事部局に所属する職員に係る時間外勤務命令簿(対象期間：平成21年1月1日から平成21年3月29日まで)を特定し、行政文書不開示決定(以下「別件処分」という。)を行い、平成21年4月14日付けで異議申立人に通知した。

その後、実施機関は、別件処分を変更し、行政文書部分開示決定を行い、平成30年5月28日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年5月31日、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの)第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求1に関しては本件対象文書1以外の文書を、本件請求2に関しては本件請求文書を適正に開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分1は自動車登録番号を、本件処分2は本件請求文書を意図的に隠匿した不当な処分である。

本件対象文書1中の職員駐車場利用承認申請書(以下「本件承認申請書」という。)のうち、危機管理課の2台の車両については、ファミリア：広島45ふ9704、マービー：広島88ひ6764の車両登録番号であるとして開示されたが、その他の部署については空欄のままであり、実際に職員駐車場を使用する部署が保有している「平成20(又は21)年度用職員駐車場利用承認証(休日用)」が開示されていない。このことから、本件対象者に係る「平成20(又は21)年度用職員駐車場利用承認証(休日用)」(以下「本件利用承認証」という。)も適正に開示するよう要求する。

また、別件処分は、職員駐車場の目的外利用(休日勤務命令があった時間帯以外の利用を含む)の事実を隠匿しようとして画策したものであり、本件請求4に係る対象文書とともに、本件請求文書を適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求1について

異議申立人は、本件承認申請書において、一部を除き車両登録番号等が空欄であることを指摘しているが、所属として職員駐車場を使用する場合は、車両登録番号の欄は必ずしも明記する必要はないことから、もともと空欄になっているものである。

また、異議申立人は、本件利用承認証も併せて開示するよう主張しているが、これは本件対象文書1で決裁された内容を転記したものに過ぎないため、本件請求1の対象文書は、本件対象文書1で足りると判断し、全部開示している。

2 本件請求2について

当実施機関において、職員駐車場の使用料を徴収している事実はないため、本件請求文書は存在しない。

3 本件請求3について

本件対象文書2中の鍵受払者の氏名は、これを開示すると、特定の個人の登庁手段が自動車又は二輪自動車であること、職員駐車場を利用して休日に勤務したという特定の個人の行動に関する情報が識別され得ることとなるから、条例第10条第2号に該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

また、本件対象文書2中の警備員の氏名は特定の個人が識別され得る情報であるため、条例第10条第2号に該当し、警備員は公務員ではないこと等から同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

このため、本件対象文書2では、鍵受払者及び警備員の氏名を不開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件請求1、本件請求2及び本件請求3について

本件請求1は、実施機関が本件対象者に対して職員駐車場の使用を許可した事実関係が記録されている文書（管理データを含む。）の全ての開示を求めるものであり、本件請求3は、本件対象者に関し、職員駐車場の出入り口にあるチェーン用の鍵の貸与等に関する記録の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求1に対して本件対象文書1を、本件請求3に対して本件対象文書2を特定の上、本件対象文書2中の鍵受払者及び警備員の氏名が条例第10条第2号の不開示情報に該当するとして本件処分1を行った。

また、本件請求2は、本件対象者が職員駐車場に自動車等を駐車したことに起因する使用料の徴収額を記録している文書の開示を求めるものであり、実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする本件処分2を行った。

これに対して異議申立人は、本件処分1に関しては本件対象文書1のほかに本件利用承認証を、本件処分2に関しては本件請求文書を適正に開示するよう求めていることから、以下、これらの文書の特定の要否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分1について

当審査会において確認したところ、本件対象文書1は、休日に職員駐車場を利用する必要がある部署（以下「申請部署」という。）から提出された本件承認申請書に基づき、総務課が申請部署に対して、職員駐車場の利用を承認するとともに職員駐車場利用承認証を交付する旨を伺った起案であり、異議申立人が開示を求める本件利用承認証は、総務課が申請部署に対して交付した当該起案の施行文書の一部であると認められる。

実施機関は、本件利用承認証について、本件承認申請書の記載内容の一部を一覧にした表から転記したものに過ぎず、本件請求1の対象文書として特定する必要はない旨説明している。

しかしながら、本件対象文書1の記載内容によれば、本件利用承認証には、職員駐車場を利用することを承認する旨明記され、総務課長が申請部署に対して公印を押印した上で交付されることからすると、実施機関が職員に対して職員駐車場の利用を承認した事実関係が記録された文書と捉えるべきである。

また、実施機関によれば、本件利用承認証は、申請部署の特定職員による利用を想定したものではないということであるから、少なくとも利用承認期間中は、申請部署が保有する行政文書であると認められる。

以上のことから、実施機関は、本件請求1の対象となる文書として、本件対象文書1のほか、本件対象者に係る申請部署の本件利用承認証を特定すべきである。

(2) 本件処分2について

実施機関は、職員駐車場の使用を徴収している事実はないことから、本件請求文書も存在しない旨説明する。

当審査会は、別の異議申立事案に係る平成29年12月8日付け答申（諮問（情）第242号）において、当該答申に係る行政文書開示請求時（平成19年1月8日）以降、実施機関の条例及び規則並びに職員駐車場の利用について定めた「広島県庁職員駐車場管理規程」に、職員駐車場の使用料に関する規定がないことを確認し、職員駐車場の使用料の徴収はないものと判断しているところであり、本件請求日が行われた平成21年3月29日においても、職員駐車場の使用料の徴収はなかったものと認められるから、本件請求文書を作成又は取得していないとして不存在を理由に実施機関が本件処分2を行ったことは、妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
21. 9. 30	・ 諮問を受けた。
30. 4. 9	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
30. 11. 28	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
30. 12. 25	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
31. 3. 20 (平成30年度第12回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
31. 4. 18 (令和元年度第1回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
元. 5. 23 (令和元年度第2回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授